

# 2024 REPORT

## 三優監査法人

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1丁目24番1号

エステック情報ビル

TEL:03-5322-3531



本印刷物は持続可能な地球環境保護のために、

- FSC® 認証紙を使用しています。
- ベジタブルインキを使用しています。
- 水なし印刷方式で印刷しています。



# 監査品質向上 取り組み体制

# 2024



## 信頼の追求

▶ P5~



## 監査チーム

▶ P23

## 人財育成

▶ P25~



## ネットワーク ファーム

▶ P35~

## ビジョン ガバナンス

▶ P7~

## 品質管理

▶ P29~

## CONTENTS

|    |                |     |
|----|----------------|-----|
| 01 | 理事長パートナーからのご挨拶 | P3  |
| 02 | 三優監査法人の法人文化    | P5  |
| 03 | 三優監査法人のビジョン    | P7  |
| 04 | ガバナンス体制        | P9  |
| 05 | 各本部の取り組み       | P14 |
| 06 | 独立第三者委員と理事長の対談 | P19 |
| 07 | 監査チーム          | P23 |
| 08 | 人財育成           | P25 |
| 09 | 品質管理           | P29 |
| 10 | 外部機関からのレビューと検査 | P35 |
| 11 | 海外ネットワークファーム   | P37 |
| 12 | 国内ネットワークファーム   | P39 |
| 13 | ガバナンス・コード対応状況  | P41 |
|    | 三優監査法人プロフィール   | P45 |

三優監査法人は、2017年10月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用しています。

本報告書は、主に2023年度（2023年7月～2024年6月末）における監査品質向上に向けた当法人の取り組み・体制をとりまとめています。また、監査法人のガバナンス・コードにおける各原則の対応状況の概要については、本報告書の巻末に記載しています。

## 01

理事長パートナーからのご挨拶

## 監査品質向上に向けた取り組みの成果を実感、さらなる成長に向けた布石を打ち、信頼の醸成へ

### 信頼される監査法人を目指して

三優監査法人は、資本市場や被監査会社から信頼される監査法人を目指して、監査品質の向上に取り組んでいます。また、世界第5位の会計事務所であるBDOと業務提携関係にあり、「今後成長が見込まれるミドルサイズのクライアントとともに成長していく」というBDOの方針に沿って事業を拡大しています。

2018年に私が理事長パートナーに就任して以来、さまざまな取り組みを通じて監査品質の向上に取り組んできました。監査を取り巻く社会環境や市場の状況も大変なスピードで変化中、監査法人の役割や寄せられる期待も大きくなってきていると感じています。これに応えるために、監査品質の向上とともに会計監査のプロフェッショナル集団としての人材の育成が急務であると考えており、その監査現場をサポートする監査品質管理システムの構築を進めています。

### 監査品質の向上と成長に向けて

監査業界における最近の話題として、開示業務の効率化を図るための「四半期報告書の廃止」や、公認会計士法の改正による「上場会社等監査人登録制度」の導入などがありました。当法人では、こうした変化についても多方面にアンテナを張り巡らすことで、滞りなく対応できる体制を整えています。

法人内に向けては、「監査品質の向上だけでなく、同時に法人としての成長」を掲げてきました。品質の向上と成長は一見相反することのように見えますが、両方を追求することで相乗効果を上げるべきということを主張し続けています。両方を達成できる監査法人でなければ、この競争や変化の激し

い社会でサステナビリティを保つことができないという考えも、今ではかなり浸透していると実感しています。

具体的な施策としては、2021年11月に「監査に関する品質管理基準」が改訂され、2022年6月に公認会計士協会により「監査事務所における品質管理」、「監査業務に係る審査」および「監査業務における品質管理」が改正または新設されたことを受けて、2023年1月に「モニタリング本部」を新設、同時に「品質管理委員会」を常設しました。また、監査法人のガバナンス・コードを適用し、外部有識者である独立第三者委員制度を採用して、法人の経営とその体制に対する監督・評価機能を整備しています。

モニタリング本部では、国際基準であるISQM1<sup>※</sup>に対応し、法人全体の監査品質を上げるためのPDCAのモニタリングを行っています。品質管理委員会は、各地区の若いパートナー、シニアマネージャー・マネージャークラスが中心となって、監査現場の意見をくみ上げて監査品質を高めていく活動を担っています。

定期的に日本公認会計士協会による品質管理レビューを受けており、その評価結果とそれに至るプロセスを見ますと、これまで取り組んできたことに対する成果であるといえる私たちの主張と自信が年々強く感じられるようになってきました。法人全体の取り組みとしての方向性が正しかったこと、いくつもの取り組みが成果を上げることで、上層部だけでなく法人全体にその考えや思想が浸透し、一人ひとりが監査に取り組む姿勢が備わってきていると頼もしく感じています。

今後の課題としては、年々増えていく社会の課題にキャッチアップしながら、先手を打って対応策を検討していくという体制を整えていきたいと考えています。

### 人材の育成への取り組みを加速

監査品質の向上によって信頼性を高め成長していくためには、なによりもまず人材の育成が重要と考えています。このためには今いる人材の育成も重要ですし、外部から新しい多様な知識やノウハウを持った人材の登用も必要です。法人内でもそうした問題意識を持った人が増えているというのは大きな前進であり、人材の多様性が問題解決に向けた新たなチャレンジにも繋がると思います。

今後、監査法人に対して、会計監査以外の事業会社の様々な課題、例えば、気候関連、人的資本、生物多様性等に対して「保証」という役割に対する期待が増えてくると考えられますが、このあたりはまだ法整備も十分に追いついておらず、手探りの状況です。まず、顧客の事業に対する深い理解が必要であり、そのためには、これまでになかった視点や知識も重要になってきますので、必要に応じて専門家を外部から招聘しなければならないと思います。いずれにせよ、多様な人材の確保は品質の向上と成長のために不可欠であり、今後投資を拡大していく予定です。

また、三優監査法人はBDOグループの一員であるという強みを持っています。BDOとのコミュニケーションにより、世界の監査業界の動きが常に見える状況にあり、国際的な水準や方向性についても把握しながら人材の交流も行い、取り組みを進めています。

一人ひとりの意識の向上により、部署を超えた意見交換が自由闊達に行える組織風土もできあがりつつあり、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」とするビジョンに向けて、公正かつ情熱のある監査を実践してまいります。

※ ISQM1: International Standard on Quality Management 1、国際品質マネジメント基準第1号

三優監査法人  
理事長パートナー  
古藤 智弘



## 02

三優監査法人の法人文化

## 「信頼の追求」

高い監査品質の維持・向上を可能にする  
三優監査法人の法人文化

当法人は、日本の経済・資本市場の健全な発展と信頼の実現に貢献することを使命として、創業者たちが一から立ち上げ、パートナーおよび職員が一体となって作り上げてきた監査法人です。

常に監査品質に真摯な姿勢で向き合い、多種多様な業種・業態の成長企業を中心に監査を行い、高い監査品質を追求することで法人文化を構築してきました。監査品質向上のために適切かつ有効な組織づくり・組織運営を目指し、経営執行部のリーダーシップの下、法人の理念を組織全体に浸透していく

ことが肝要であるとパートナーおよび職員に意識づけ、一丸となって取り組んでいくことを心掛けています。

お互いを尊重し合う開放的な組織風土の中で、パートナーおよび職員一人一人が自己研鑽に励み、監査業務に取り組んでいくことで、投資家をはじめ、資本市場に対し信頼に値する結果を提供し、また、被監査会社からも信頼される監査を提供しています。パートナーおよび職員一人一人が信頼の風土の醸成を目指すことで、「信頼の追求」に向かって真摯に取り組んでいく文化を持ち続けています。

## PHILOSOPHY

VISION  
ありたい姿

## 成長を続け、信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を常に追求します。

CORE VALUE  
私たちの提供価値

## 公正かつ情熱のある監査

会社・資本市場・法人構成員から真に信頼される監査とは、「どのような局面にあっても、常に公正な視点と情熱を持って、物事の本質をみる監査を全うすること」だと、私たちは考えます。

VALUE  
大切に  
する  
価値観Communication -対話-  
Cooperation -協働-  
Challenge -挑戦-

[対話]を通して互いを尊重し、仲間とともに[協働]し、常に前を向いて[挑戦]していく。

MANAGEMENT  
PHILOSOPHY  
経営理念

私たちは、独立性を維持し、卓越した会計・監査その他の専門的サービスの提供を通じて、公正な経済社会の実現と健全な発展に貢献することを使命とします。

私たちは、多様性を尊重するとともに常に品位を保持し、自己啓発、自己実現できる組織を目指します。

## 03

## 三優監査法人のビジョン

三優監査法人のビジョンは、  
「成長を続け、信頼を築く監査法人。」です

当法人は、「成長を続け、信頼を築く監査法人。」をビジョン（ありたい姿）に掲げ、常に高い監査品質を目指して日々精進しています。社会に対し、重要な虚偽表示を絶対に見逃さないことを信念とし、単なる専門家育成プログラムに留まらず、ビジネスプログラム等を用意して人間力あるバランスのとれた人材の育成を最重要課題として掲げています。国際的ネットワークBDOの最先端の監査ツールを有効に活用し、スピードとクオリティの両方を重視した専門家チームとして、高い監査品質を約束します。

また、過去事象だけに留まらず、フォワードルッキングの視点を持って、会社の課題となる事象について多種・多様な業種・業態のIPO経験を通じて培った視野の広さを武器に、被監

査会社と十分なディスカッションを行う監査を特徴としています。被監査会社のビジネスを深く理解し、被監査会社との課題認識の共有を重視する監査チームが、高い監査品質を約束します。

オープンマインドとチャレンジスピリッツによって、パートナーおよび職員各々がお互いを尊重する風土を醸成し、一体となって、BDOの監査ツールを駆使し、効率的・効果的な監査環境を目指します。

一人一人が弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの信頼を追求し続けます。

## VISION

## 成長を続け、 信頼を築く監査法人。

私たち、三優監査法人は、一人一人が  
弛まぬ努力を続けることで、組織の持続的な  
成長を実現し、会社・資本市場・法人構成員からの  
信頼を常に追求します。



# 04

## ガバナンス体制

### 迅速かつ適切な意思決定を可能にする組織づくりを目指しています

当法人は、パートナー全員に無限連帯責任を負わせることによって、監査法人のパートナー相互間の監視と牽制の人的関係に組織規律を求め、組織的監査が有効かつ適切に行われることを目指す組織形態、「無限連帯責任監査法人」を採用しています。また、パートナーに個別監査業務における真の責任を負わせることで、被監査会社等に対しては、監査証明業務を行わないパートナーの責任を限定する「指定社員制度」を採用しています。

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図り、より迅速で適切な意思決定を可能にする組織として、「理事会」、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」を設置するとともに、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」に日常的な執行権を付与することで、経営執行の迅速化と機能性を高めています。

一方、「理事長パートナー」、「副理事長パートナー」、「常務会」の執行を監督する役割として、「理事会」の機能を活用しています。理事会では、理事長パートナー他執行部のメンバー外の理事パートナーが議長を務め、執行部に対して牽制機能を持つ体制を整備しています。ここでは、執行部を監督できるよう理事長パートナーを含め執行部に執行状況の報告義務を課すと同時に、説明義務を促す役割を与えています。

これとは別に、業務執行の監督・評価の機能を付与された「監事パートナー」、経営執行の状況から監事パートナーの監督・評価機能を含めた法人ガバナンス全体を監督・評価する機関として、「独立第三者委員」を選任・設置し、経営執行の監督・評価機能を強化しています。また、経営等の監視会議として、独立第三者委員による監督・評価結果を適時かつ有効に経営執行側に反映できるよう、独立第三者委員と理事長パートナー、副理事長パートナーおよび独立第三者委員から指名を受けた者からなる「執行部意見交換会議」などを設置しています。



常務理事パートナー  
齋藤 浩史

常務理事パートナー  
山本 公太

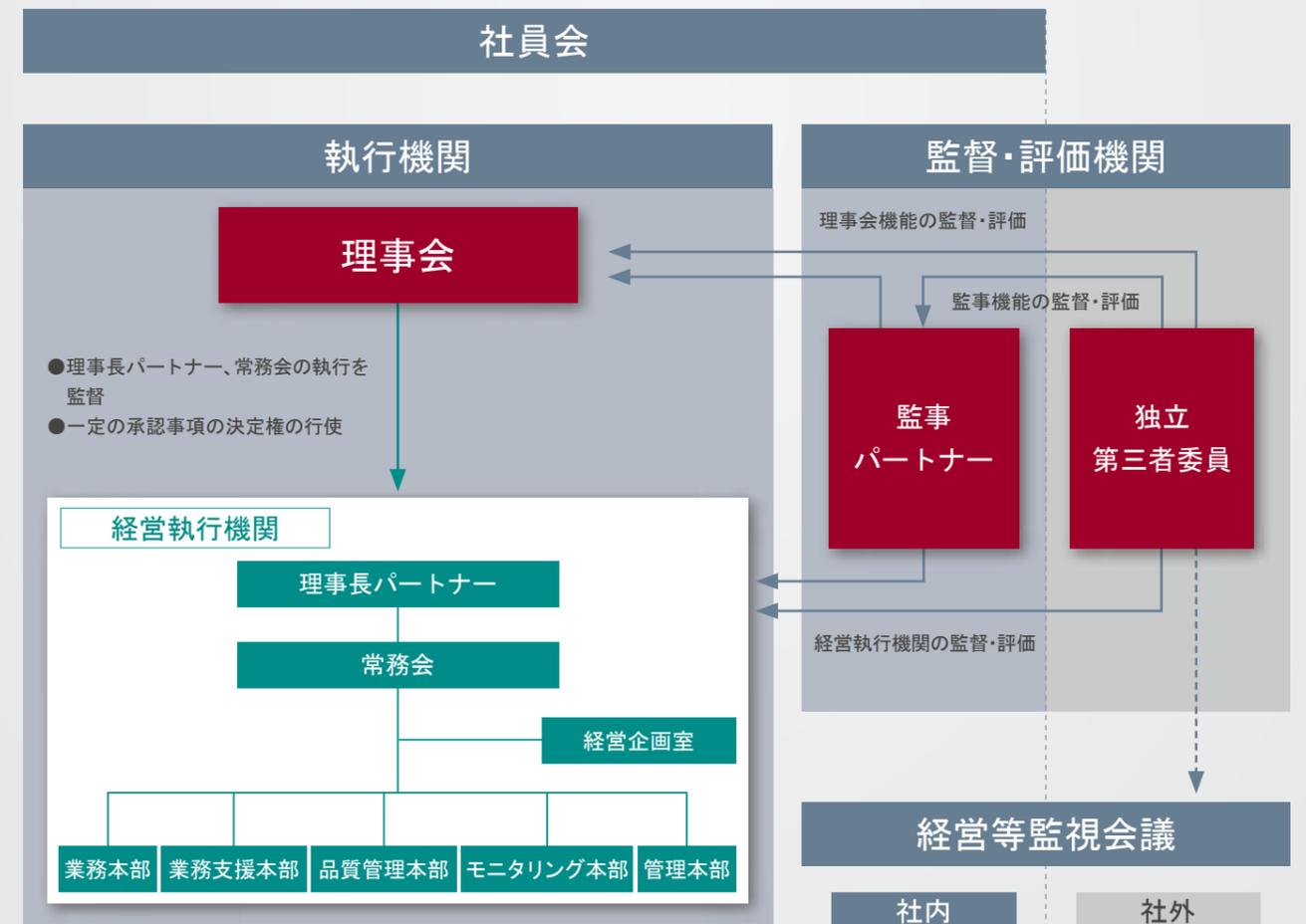
理事長パートナー  
古藤 智弘

副理事長パートナー  
岩田 亘人

常務理事パートナー  
鳥井 仁

常務理事パートナー  
吉川 秀嗣

## 法人ガバナンス概要



## 04

| 組織機関                        | 構成員と役割 |  |
|-----------------------------|--------|--|
| <b>[社員会]</b><br>議長:理事長パートナー | パートナー  | 年に5回以上開催し、合併やパートナーの加入脱退と理事パートナーの選任等の重要事項等、法人運営における最高意思決定機関であるとともに、理事会および理事長パートナー並びに常務会の執行を監督します。 |

## 経営執行機関

| 組織機関                                       | 構成員と役割  |   |
|--|---|---|
| <b>[理事会]</b><br>議長:理事パートナー                 | 理事パートナー以上の役職者   | 毎月1回以上開催し、社員会の決議事項を除く一定の法人重要事項の意思決定機関であるとともに、理事長パートナーおよび常務会の執行を監督します。                         |
| 理事長パートナー                                   | 理事会において理事長として選任されたパートナー   | 法人運営の代表として、理事会にて選任され、一定の法人運営の意思決定を行い、また、法人の監査品質の管理に関する最終責任を負い、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。          |
| 副理事長パートナー                                  | 理事会において副理事長として選任されたパートナー  | 法人運営の代表として、理事会にて選任され、理事長パートナーを補佐し、監査品質の維持・向上の先導役を担っています。                                      |
| <b>[常務会]</b><br>議長:理事長パートナー                | 常務理事パートナー以上の役職者   | 毎月2回以上開催し、法人の日常業務全般に亘る意思決定機関です。また、理事長パートナーの業務を助けるとともに十分性と適切性かつ機動性を確保し、組織的な法人運営を確保する業務を担っています。 |
| <b>[経営企画室]</b><br>責任者:常務理事<br>パートナー以上の役職者  | 監査品質の維持・向上を図り、法人運営の実効性を高めるべく、組織間のコンフリクトを改善、解消することおよびパートナーと職員の意識改革を浸透させることを目指し、法人の対外的交渉業務を担っています。  |   |
| <b>[品質管理本部]</b><br>責任者:常務理事<br>パートナー以上の役職者 | 品質管理システムの整備・運用に関する役割を担う部門として品質管理本部を設置しています。また、品質管理本部には以下の部を設置し、各部が整備・運用する業務を統括する役割を担っています。なお、各部の責任者は理事パートナーまたはパートナーが務めています。<br><b>[品質管理部]</b><br>監査業務の品質管理に関する事項、品質管理業務における規程・マニュアル・ツール等の整備・改訂の役割を担っています。<br><b>[審査部]</b><br>監査の品質維持を図るべく、監査業務における審査業務および外部に提出する報告書の審査業務の運営を担っています。<br><b>[リスク管理部]</b><br>監査の品質維持を図るべく、独立性の確認等に関連する業務、新規受嘱時のクライアント候補のリスクや既存クライアントのリスクを分析し、監査業務へのフィードバックを図るなど、監査リスク全体の管理を担っています。<br><b>[AI監査研究室]</b><br>BDOのIT、AIのツール・インフラおよびセキュリティの情報収集と研究、次世代監査のITツール情報収集と研究、その他監査品質向上に資するシステム関連の情報収集と研究を担っています。<br><b>[テクニカル相談室]</b><br>専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関する監査チームからの相談事項の受け付け、相談事項に関する調査・検討を実施し、監査チームへ回答を行う業務を担っています。 |   |

| 組織機関   | 構成員と役割   |
|--|--|
| <b>[モニタリング本部]</b><br>責任者:常務理事<br>パートナー以上の役職者 | 法人の品質管理システムの整備および運用の状況をモニタリングし、不備を評価するほか、業務品質の向上に向けた適時・適切な改善を促す役割を担う部門としてモニタリング本部を設置しています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。<br><b>[品質検査部]</b><br>法人の品質管理システムのうち、各本部が担う品質管理のプロセスの整備および運用に係るモニタリングとその評価を実施する役割を担っています。<br><b>[業務検査部]</b><br>完了した監査業務が、法人が定めた品質管理の方針および手続に準拠して実施されたことを確かめる、定期的な検証を実施する役割を担っています。  |
| <b>[業務本部]</b><br>責任者:常務理事<br>パートナー以上の役職者     | 監査品質の維持・向上を図るべく、個別監査業務の遂行責任者である業務執行社員の選任および十分かつ適切な監査チームを組成し、個々の監査チームが公正かつ高品質な監査業務を実施し得る体制を整備するとともに、業務支援本部と連携して、監査品質向上のための施策を現場に浸透させる役割を担っています。   |
| <b>[業務支援本部]</b><br>責任者:常務理事<br>パートナー以上の役職者   | 業務支援本部は、監査チームの伴走者であるべく、以下の部を設置し、その活動を統括していくと同時に、本部間の連携を密にし、監査現場の監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。なお、各部の責任者はパートナー以上の役職者が務めています。<br><b>[研修推進部]</b><br>組織の各階層に対し、監査業務に必要な知識・技能等を習得・向上させるための研修を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための人材を教育・育成する役割を担っています。<br><b>[品質向上推進部]</b><br>監査チームの伴走者という視点から監査業務の期中モニタリングや研修等を企画・実施し、監査品質の維持・向上のための施策および意識を監査現場に浸透させる役割を担っています。<br><b>[業務管理部]</b><br>監査業務のリスクと監査チームの人員とのバランスを分析するために必要な情報を収集・整理し、分析・提言を行うことにより、監査品質の維持・向上に貢献する役割を担っています。 |
| <b>[管理本部]</b><br>責任者:常務理事<br>パートナー以上の役職者     | 法人のバックオフィス業務を担う部門として管理本部を設置しています。管理本部は、採用事務管理、人事評価、職場環境の整備および役員会の運営等を担う人事総務部、法人経理財務を担う経理部、法人全般にわたるITインフラの日常的サポート等を担う情報システム部から構成されています。   |

## 04

## 監督・評価機関

| 委員        | 役割等   |
|-----------|---|
| [監事パートナー] | 社員会にて指名を受けたパートナーが法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務を担っています。 |

## 独立第三者機関

| 委員           | 役割等   |
|--------------|---|
| 委員長: 独立第三者委員 | 以下の取り組みを中心に、法人全体のガバナンスを監督・評価する役割を担っています。<br>① 監査品質の維持・向上を目的とした各種施策<br>② 組織的な運営の実効性の評価<br>③ 常務理事パートナー以上の役職者の選退任、評価および報酬の決定過程<br>④ 人材育成、人事管理・評価および報酬に係る方針の策定<br>⑤ 内部および外部からの通報に関する方針や手続きの整備状況、伝えられた情報の検証および活用状況の評価への関与<br>⑥ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 |

## 経営等監視会議

| 会議名称                                | 構成員と役割   |
|-------------------------------------|--|
| [執行部意見交換会議]<br>(定期)<br>議長: 独立第三者委員  | 独立第三者委員<br>理事長パートナー等<br>経営執行機能のうち重要な事項について、実効性の監視と監査品質向上のための取り組みを監視し、意見を述べる役割を担っています。                |
| [監事会議](定期)<br>議長: 独立第三者委員           | 独立第三者委員<br>監事パートナー等<br>監事パートナーが実行する法人ガバナンスの業務監査および法人の財務に係る会計監査の業務に関する事項の監督・評価のための取り組みを監視する役割を担っています。 |
| [理事長パートナー<br>指名監視会議]<br>議長: 独立第三者委員 | 独立第三者委員<br>監事パートナー等<br>理事長パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。                                |
| [常務会メンバー<br>選任監視会議]<br>議長: 独立第三者委員  | 独立第三者委員<br>監事パートナー等<br>副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの選任手続きの公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。                   |
| [評価・報酬監視会議]<br>議長: 独立第三者委員          | 独立第三者委員<br>監事パートナー等<br>理事長パートナー、副理事長パートナーおよび常務理事パートナーの評価・報酬決定の公正性を監視し、その結果を理事会に報告する役割を担っています。        |

## 05

## 各本部の取り組み

監査品質向上のための、  
各本部の取り組み業務本部長  
山本 公太

## | 業務本部

業務本部には、監査部門、システム監査部、IFRS推進室、アドバイザリー部の4つの部門があり、そのうち監査部門はさらに東京、大阪、福岡、名古屋、札幌の各事務所と国際部の6つに分かれています。パートナーおよび職員の大半が4部門のいずれか属している本部であり、個別業務の運営を統括しています。グローバル化に加え、多様化、デジタル化が進展する現場環境において、各地区の監査部門と国際部、システム監査部、IFRS推進室およびアドバイザリー部が有機的に機能し、密接に連携することで、高品質な業務の遂行を図っています。

## 対話を通じた協働

パートナーおよび職員に対して、双方向のコミュニケーションの充実を図り、対話を通じて互いを尊重し、仲間とともに協働することで、より一層の団結力の強化を図り、現場品質の向上につなげていきます。

また、KAM(監査上の主要な検討事項)も含めて、監査計画の策定段階から業務期間を通じて経営者、監査役等との対話をより一層深度あるものとし、監査の信頼性、透明性の向上を図っています。

## 人財育成による成長

人財育成による個人および法人の成長につなげるため、各地区事務所・部門間での人財交流の活性化、業務経験機会の提供など個々人の成長を支援する仕組みを整え、各本部と連携して採用から育成までを踏まえた体制構築に継続的に取り組んでいます。

また、社会のデジタル化等の環境変化に対応し、グローバルに活躍できる環境、機会を整備するなど、多種多様な人材の採用や育成を通じて法人全体のパフォーマンスを向上させるため、IPO支援、グローバル業務、サステナビリティ関連など、多様な業務に関与しうる体制を整備しています。

## 効率的な現場業務の実施

効率的な現場業務の実施に向けて、品質管理本部、業務支援本部との連携により、外部環境、被監査会社の状況および監査チームの人員・構成バランス等の分析を行い、適切な監査チームの編成を実行しています。

また、法人全体の監査チーム力の向上および業務効率の改善を進めることで、役職員のライフワークバランスに配慮した業務の実施体制を整備していきます。

## 05



業務支援本部長  
齋藤 浩史

## 業務支援本部

業務支援本部は、監査現場・監査チームの伴走者として支援を行っていくことを目的として、研修推進部、品質向上推進部、業務管理部の3つの部を統括しています。

業務支援本部内の各部では、監査現場が、学習意欲が高く、自ら学び、業務に生かす自律的専門家集団であり続けるための支援策を、長期的視野に立って具現化していくことを大きな目標とし、監査現場・監査チームの監査品質を維持・向上するための活動を行っています。

監査品質の維持と向上は、監査法人として必須の命題であり、業務支援本部では各部による以下のような活動を通じて、これらを支援しています。

### 研修を通じた支援

#### 研修推進部

研修推進部では、スタッフ階層の年次別研修カリキュラムに沿った教材と研修内容の充実化に力を入れています。また、リモート環境による監査業務の実施が常態化している昨今の状況を踏まえ、スタッフ階層の年次別研修は基本的に対面による集合研修としており、対面コミュニケーションにより研修の効果を向上させることに加え、全国に広がる同一年次の横のつながりを強化する機会としています。スタッフ階層の年次別研修には、理事長パートナーを始めとする関係パートナーも参加し、スタッフと対面で意見交換を行っており、研修内容の充実に役立てています。

### 期中モニタリングを通じた支援

#### 品質向上推進部

品質向上推進部では、品質管理本部が主導する品質管理に関する諸施策の監査チームへの浸透度合いを確認し、監査現場により近い立場から、より事前的な対応を図るべく、重点項目について期中モニタリングによる点検・指導を実施しています。また、品質管理本部および研修推進部と連携し、階層

別に行う監査品質向上のための研修において、期中モニタリングの結果を法人全体にフィードバックしています。これらの施策により、個別業務における深度ある監査の実施と、品質管理本部による諸規程・マニュアル等の個別事項に対する監査チームへの浸透を図ることで、監査品質の維持と向上を支援しています。

### 情報・ツール・機会等の提供を通じた支援

#### 業務管理部

業務管理部では、監査現場が専門情報を適時に入手・検索するためのツールや誤字チェック等のツールを導入し、監査現場・監査チームの監査品質の維持と向上を支援しています。また、業種固有の会計慣行および監査手法等について、監査スタッフ間で意見を交換する機会を提供し、監査スタッフの調査研究とナレッジ共有を促進する支援も行っています。



品質管理本部長  
吉川 秀嗣

## 品質管理本部

上場会社監査の担い手の裾野の拡大といった会計監査を取り巻く環境変化を踏まえ、公認会計士法が改正され、2022年5月11日に成立しました。改正により上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度が導入されています。

登録を受けた監査法人・公認会計士には、上場会社監査に係る体制整備や情報開示等について、より高い規律付けを求められます。登録後に上場会社監査を公正・的確に実施する体制が整備されていないこと等が確認された場合には、日本公認会計士協会において、登録を取り消すことができる制度となっています。

当該改正は、当法人においては2024年7月1日から適用され、また、「監査に関する品質管理基準」および関連する品質管理基準報告書等も同時に適用されます。なお、当法人はBDOグループの一員としてISQMの適用を日本基準に先立って行っています。

### 当法人の対応

#### 1. 上場会社等監査人名簿への登録

改正公認会計士法により高い規律付けが求められましたが、日本公認会計士協会が上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性を確認するため、「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を定めており、これに対し当法人では、同ガイドラインに基づいて当法人の業務管理体制を自ら評価(セルフアセスメント)し、確認された不備に対して改善策を立案、実行しました。当法人は2024年2月に上場会社等監査人名簿への登録が完了しています。

#### 2. 情報開示体制の充実

##### (1) 業務の品質の管理の状況等の評価および公表

改正品質管理基準報告書第1号では年に一度、品質管理体制の評価を行うこととしていますが、改正公認会計士法ではその結果を公表する体制を整備することを求めています。当法人では評価を実施する体制を構築済みであり、2025年度の「監査品質向上への取り組み」で公表する予定です。

##### (2) 経営管理の状況等の公表

改正公認会計士法では、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用状況、人材の確保状況、および業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表

する体制を整備することを求めています。情報開示の内容として、①品質管理、②ガバナンス、③IT・デジタル、④人材、⑤財務、⑥国際対応の6つの観点から記載するものとされています。

当法人は、2017年から「監査品質向上への取り組み」において上記の情報を公表していますが、法制化を機に今後さらに開示を充実していく予定です。

##### (3) 監査法人のガバナンス・コードへの適用状況の公表

改正公認会計士法では、監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を実施するための体制および当該原則の適用状況を公表するための体制を整備することを求めています。

当法人では監査法人のガバナンス・コードを2017年から適用を開始しています。「監査品質向上への取り組み2024」のP41～44で適用状況をご報告しております。

#### 3. 改正品質管理基準報告書第1号等への対応

改正品質管理基準報告書第1号等の適用開始に伴い「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」が大幅に改正され、改正された内容で当法人の業務管理体制が次回の公認会計士協会の品質管理レビューで審査されます。

当法人においてはセルフアセスメントを完了しています。改正点に対しては概ね対応が完了していることの確認ができていますが、一部についてより精度の高い管理体制とすべく改善対応を図っています。

## 05



モニタリング本部長  
鳥井 仁

## モニタリング本部

ISQM1に対応した「監査に関する品質管理基準」並びに「監査事務所における品質管理」(品基報1)、「監査業務に係る審査」(品基報2)および「監査業務における品質管理」(監基報220)(以下、「新基準等」という)の適用時期が目前に迫っています。

モニタリング本部は、当法人の品質管理システムのモニタリングおよび改善の機能をより客観的に担うことを目的に設置されており、各本部が担う品質管理のプロセスの整備・運用状況のモニタリングを担当する品質検査部と、完了した業務の検証を担当する業務検査部の2つの部を統括しています。

監査事務所の品質管理を取り巻く環境が変化中、この変化に適切に対応することにより、当法人の信頼および成長を支える業務品質の維持・向上のための重要な機能を担います。

### 新基準への対応

当法人においては、新基準が2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査または同日以後に開始する当法人の会計年度から適用されます。

新基準では業務の品質マネジメントについてリスク・アプローチを採用しています。これにより、法人自らが基準で定められた構成要素に対する品質目標を定め、その目標の達成を阻害するリスクを識別・評価し、当該リスクに対応すること、また、法人自らが品質管理システムの整備・運用状況をモニタリングし、不備の評価および改善活動を通じて、次の期のリスク評価に生かすことが求められています。

モニタリング本部は、2023年度(2024年6月期)において、旧基準において求められる品質管理システムの監視の活動に加え、2022年8月に設置した「ISQM1体制構築プロジェクト」に主導的に関与して、新基準の要求に対応する品質管理システムの体制整備を行うとともに、整備された品質管理システムに従った各本部の運用手続に関し、各本部の協力の下、モニタリング活動のトライアルを含む準備を行いました。

当法人の業務品質の維持・向上に資する品質管理の実施に向け、モニタリングおよび改善に係る機能を十分に発揮できるよう、活動しています。

### BDOとの連携

旧ISQC1<sup>※</sup>およびISQM1は国際的な基準であることから、当法人は、加盟しているネットワークであるBDOのモニタリングを受けています。モニタリング本部は、品質管理システムのモニタリングおよび改善の活動に当たり、BDOと連携し、当法人の品質管理システムの整備・運用の状況がネットワークの要求水準を満たすことも、確認していきます。

### 上場会社等監査人登録制度への対応

当法人は、2024年2月に、公認会計士法における上場会社等監査人として登録されました。登録上場会社等監査人としての義務は、新基準の適用と同時に適用開始となります。登録上場会社等監査人に対しては、他の監査人より高い規律付けが求められることとなっており、当法人もこれに対応する必要があります。

モニタリング本部は、上記新基準に対応する今後のモニタリング活動を通じて、当法人の品質管理システムが、上場会社等監査人に求められる「より高い水準」にあることを確保すべく活動していきます。

※ ISQC1: International Standard on Quality Control 1、国際品質管理基準第1号



副理事長パートナー  
管理本部長 岩田 亘人

## 管理本部

管理本部は、人事総務部、情報システム部、経理部を統括しており、バックオフィスとして他部門(業務本部、業務支援本部、品質管理本部、モニタリング本部)が効率よく快適に業務を行うための環境づくりに取り組んでいます。昨今の監査現場およびそれを支える間接部門は、作業量の増加もあり人員不足の傾向が続いており、役職員一人ひとりの作業負担が大きくなっています。業務の効率化と人員不足の解消は、当法人の最も重要な経営課題の一つであり、管理本部としては、人材定着、採用強化、生産性向上のサポートを重要課題と認識し、これらの課題に取り組んでおり、「準大手監査法人の中で一番働きやすい職場環境」を目指しています。

### 新たな働き方に向けての取り組み

#### 人事制度と労働環境の整備

当法人には、多様なキャリアを持つ人材がおり、それぞれに応じた的確な評価制度が必要とされています。一方で、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな働き方、キャリアの求め方を理解し、これに対応するために、ワークライフバランスを踏まえた人事制度改革に取り組んでいます。これらの取り組みにより、生産性の向上や人材の定着を図り、満足度の高い業務環境を作ること、当法人の成長につなげていきます。

また、雇用環境の整備にも積極的に取り組んでいます。女性職員がその個性と能力を十分に発揮できることを目指して、採用者に占める女性割合の目標数値を設定した採用活動、職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うために、複線型勤務(短時間勤務や週3~4日勤務など)制度の拡充、男性の育児参加の促進、労働時間削減に向けた具体的な取り組みの検討、有給休暇取得の促進なども実施しています。

#### ハイブリッドワーク

働き方の一つとして、リモートワークなど、場所を選ばない働き方があります。対面での業務遂行により組織への帰属意識が高まる一方、リモートワークにより移動時間や移動時のストレスの削減につながり生産性が向上するなど、オフィスワークとリモートワークのメリットとデメリットを理解した上で、それぞれのメリットを最大限に生かすべく、両者を組み合わせたハイブリッドワークを導入しています。

## 06

## 独立第三者委員と理事長の対談

より強く、柔軟な取り組みができる  
監査法人への成長にむけた提言

## 渋谷 道夫氏

●現職  
(株)ハイデイ日高 監査役  
神奈川中央交通(株) 監査役  
●略歴  
1989年  
日本公認会計士協会理事  
2000年  
新日本有限責任監査法人常任理事  
2011年  
(株)良品計画 監査役  
2015年  
(株)新生銀行 監査役

## 辻山 栄子氏

●現職  
博士(経済学)東京大学  
早稲田大学名誉教授、監事  
●略歴  
2000年  
金融庁/企業会計審議会委員  
2003年  
早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授  
2004年  
金融庁/公認会計士・監査審査会委員  
2008年  
三菱商事社外監査役

## 島崎 憲明氏

●現職  
日本公認会計士協会 顧問  
(株)ロジネットジャパン 取締役  
小樽商科大学 特認教授  
●略歴  
2005年  
住友商事(株)代表取締役 兼 副社長執行役員  
2009年  
IFRS 財団 トラスティ  
2016年  
野村ホールディングス(株)  
取締役・監査委員会委員長

当監査法人の独立第三者委員の方々には、日頃から独立した立場から経営機能の実効性を監督・評価頂いています。対談では、監査品質の向上にむけた取り組みに対する評価と、今後の成長戦略に対する忌憚のないご意見をいただきました。

## 品質管理への取り組みについて

**古藤** 今日3つの点について皆様からご意見をうかがいたいと思います。1つめは、当法人にとっても最も重要な課題である「監査法人のガバナンス・コードに対する取り組み」についてです。特に監査品質については、モニタリング本部や品質管理委員会を設置して重点的に取り組んでおり、これらを設置して1年以上が経過していますが、その活動の成果や現状について、独立第三者委員の皆様がど

のように評価し、またまだどのような点が課題とお考えかをお聞かせいただければと思います。

**辻山** 昨年より独立第三者委員となり、この1年経営についてじっくり拝見しましたが、皆さんの監査品質に関する意識が相当高いと感じています。それが三優監査法人の一番の強みといえるのではないのでしょうか。新しく設置した2つの組織が上手く機能していると思います。ただ、上層部についてはその意識の高さを感じますが、全職員が一人残らずということではないと思うので、そこがこれからの

課題かなと思います。

**渋谷** 私は以前から監査品質への取り組みについて独立第三者委員の立場から見っていますが、一度外部からの検査で厳しい指摘を受けた後、理事長を中心にすぐに監査品質への取り組みに動いたことが良かったと思います。最初は研修推進部が動き出し、様々な階層で研修を徹底的にやりました。その成果がしっかり出ていると思います。その後品質向上プロジェクトも動き出しましたが、今はどんな報告が聞けるかとても楽しみにするようになりました。法人全体を見ると品質に関する意識は相当浸透しているように見えますが、それぞれの監査チーム間にはまだまだ品質管理のレベルに差があるように見えます。結局それは個人の意識レベルの問題でもあり、そこをどうやって引き上げていくかがこれからの課題でしょう。

**古藤** おっしゃるとおりです。検査の指摘には対応できるようになってきていますが、個々の指摘の改善に留まらず、検査の指摘の根本原因を改善するという本質的な取り組みをやっていかなければならないと思っています。

**辻山** そういう意味では、監査制度や業務に精通しておられ、昨年までINEのメンバーでいらした脇田良一先生の薫陶はとて大きかったのではないのでしょうか。

**古藤** はい。脇田先生には受け身ではいけない、もっと能動的に対応しなさいということをよく指摘され、それが現在の大きな変化に繋がったと思っています。また一般事業会社の経営者の目線を取り入れるようにともアドバイスを受け、その点では、事業会社の役員を歴任された島崎先生にINEに加わっていただいたことも非常に大きかったと考えています。

**島崎** 事業会社の視点からいいますと、三優監査法人の監査品質が向上しているといっても、何を以て監査品質と言うのかを明確にする必要があります。例えば、定量的に確認できる指標、あるいは定性的な指標を作って、それを見ながらどういう傾向になっているかを検証する。事業会社ではそれを他社と比較するなどして分析しています。その上で、持続的に監査品質を向上するためにはどういうことが足りていないのか、あるいは良いところはどこかとい



うことを説明していく必要があります。年に一度くらい、そういうことをじっくり報告する場を設けるのもいいと思いますね。課題を明確にしていくと、その解決にもどこがどう動けばいいのか、この指示にはどのような意味があるのかがわかりやすくなり、浸透していくと思います。全体の目標が具体化されるとそれに対する実効値も上がってくるのではないのでしょうか。

**古藤** ご指摘の通り、「監査品質を求める」という抽象的な表現だけではなく、もっと深掘りして議論していかなければならないと考えています。人によって「高い監査品質」の捉え方が違っているとそれを受けた現場の対応も違ってきますし、目標をしっかりと掲げて自分たちでコミットし、1年経ったら検証して、どうすべきかアクションプランに落とし込めるようにならないといけないと思っています。

**島崎** 取り組みをモニタリングするためにもまず人材が必要です。その人材を確保するためにどういう採用活動をしているか、それによって例えば女性比率がどうなったかも数字で表現する。いろいろな数字を出してみると、当法人の監査品質の向上のためには何が重要な指標なのかもわかってくると思います。

また、検査結果も重要ですが、クライアントである事業会社の評価も重要です。クライアントと監査についてコミュニケーションをとってお互いの考えを伝え、フィードバックすることも必要だと思います。

**渋谷** 特にトップとの対話では、何を聞くか、監査の人間

## 06



力も問われますね。

**古藤** 当法人では、クライアントアンケートを取り、リクエストがあれば私が直接お話することもあります。自分たちのメッセージを直接出せる機能があるということは、安心感を持っていただけるのではと思っています。

**渋谷** 監査のやりとりの中でもパートナーがクライアントとそういう時間を設けてもらうのがいいでしょう。クライアントのことを良く知っていないと質問できませんから、そういうディスカッションを充実させることも監査品質の向上に繋がると思います。

### 持続的な成長への課題

**古藤** 2つめのテーマは「信頼を築くための成長」です。当法人が掲げる「信頼を築く監査法人」であるためには、成長を続けることが非常に重要です。中期経営計画では今年度が最終年になりますが、ここまでを見る限り目指している数字についてはキャッチアップできているかなというところでは、幅広い人材の確保やDXへの取り組みなどが上げられていますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

**島崎** 今はどの事業会社を見ても「サステナビリティ」と「DX」が重要な課題で、成長には欠かすことができないという捉え方をしています。そのための人材確保ももちろ

ん重要ですが、今後は公認会計士だけでなくこの分野の専門性の高い人材を雇用していく必要があるでしょう。それから女性をはじめとする多様な人材ですね。これについてはやはり「働きやすい環境」が重要です。さらに、多様な人材を確保していく上では、それらの人々をマネジメントする人材が鍵となりますが、これはどの企業でも不足していると思います。

**古藤** 将来の監査法人の姿は、会計士が半分くらいでその他のいろいろな分野の専門家がいて、監査法人として期待される役割が果たせるのではないかと思います。そうしたマルチな人材を受け入れる側の体制の整備と風土づくりが急務です。女性については、採用時に25%を確保するように指示を出しています。

**辻山** 採用した人たちのモチベーションが下がらないような待遇と、ワーク・ライフ・バランスの整った環境の整備、あとはそれらがきちんと整っているという広報活動も重要です。

**渋谷** 女性比率なども、ガバナンス的にはいずれは検査対象になるかもしれません。産休や育休を取る人が増えても法人内でやりくりできるような余裕も必要ですね。成長して利益を出して、そういうところを手当できるような体制にするのはけっこう大変なことだと思いますが、しっかりやっていく必要があります。

**古藤** 待遇だけでなく、働く環境としての魅力がないといけません。そういう魅力づくりも人材に対する投資に含まれますね。

**渋谷** 世界を見ても、会計士の業界では女性は半分くらいいます。私見ですが、会計士は女性に向いている職業ではないかと思います。

### BDOとの関わり

**古藤** 最後にBDOとの関係をどうしていくべきかについてうかがいたいと思います。当法人がBDOグループの一員であるということは、非常に大きな強みであることは間



違いありません。国際的な監査業界は非常に速いスピードで動いていまして、要求される水準もどんどん上がっています。そうした情報にいち早くキャッチアップし体制を整える準備を始めるためにも、BDOから得られる情報は非常に貴重です。一方では、BDOネットワークにおける日本の位置づけもより強化していきたい。そのために今後どのような関わり方が必要か、ご意見をお願いします。

**辻山** 三優監査法人がBDOの国際ネットワークの中にあるということは、ものすごく大きな強みだと思います。いろいろなメリットも享受していると思いますが、DXをはじめもっと資源の活用をしてもいいのではないかと。また、アドバイザリー業務などもBDOとの関係を強化していければいいのではないのでしょうか。

**古藤** そのためにも人の交流はしっかりやっていかなければということですね。

**渋谷** クライアントがどんどん国際的になっているわけですから、監査法人もそれに先んじて行かないといけません。BDOの恩恵を受けると言うよりは、ネットワークファームの中で三優監査法人の影響力を強めていく必要があります。BDOからの要求もどんどん高度になると思いますが、それに応じていだけの強さを持たなければいけない。そのためには監査法人だけではなく、コンサルティングや税務などの分野にも業務を広げていく必要があります。

**古藤** 非監査業務への広がりについては、どういう方法でやるかも含めて、成長という観点からも今後検討してい

なければならぬ課題です。

**島崎** 私も、BDOが三優監査法人に求めるものは、マーケットシェアの拡大をはじめどんどん強くなっていくことだと思います。それに応えるためには成長を加速しなければいけない、少なくとも経営陣はその覚悟をもって同じ意識で取り組んでいかなければならないでしょう。そういう人材もこれから教育してというのではなく、取り組みながら成長させるくらいでないと追いつかないと思います。

**古藤** 情報をもらうだけではなく、対等につきあう人材が必要ですし、監査以外のところにも広げていくことで、関係を深めることができるということですね。

**島崎** BDO側も、三優監査法人がより強くなることを期待していると思います。

**古藤** いろいろなご意見をありがとうございました。「信頼される監査法人」を目指して、今後とも取り組みを強力に推進していきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

(この対談は2024年10月7日に実施されました。)



## 07

## 監査チーム 最前線で信頼を追求する 「監査チーム」



### 監査チームの特徴とそのサポート

監査チームの組成にあたっては、監査リスク等を総合的に勘案し、まず監査責任者(担当パートナー)について、被監査会社が属する産業に関する知識、事業の内容・規模・複雑さに対応し得る適切な能力、職業的専門家としての基準・法令等の理解および判断能力、並びに業務量および時間的余裕の程度を考慮して決定し、監査チームメンバーについては、実務経験、専門知識、監査業務の理解度および業務負荷の程度を考慮して決定しています。

当法人の監査チームの特徴(例示)は、以下の通りです。

#### ● 経験豊富なパートナーの関与を高めた

パートナー主導の監査

#### ● 経営者等との深度あるコミュニケーション等による 被監査会社の事業環境等の理解に基づく効果的な監査

監査チームの基礎は、それぞれの人材です。当法人では、当法人が求める人材を数多くそろえるために、それらに対応した採用、教育および人事評価制度、働く環境の整備等に取り組んでいます。

#### 法人施策の監査チームへの落とし込み

監査品質を管理する品質管理本部が主導する法人施策を監査チームに落とし込み、監査現場に浸透させる一方、業務支援本部は、品質管理本部および監査チームをとりまとめる業務本部と連携をとりながら、監査チームの伴走者視点で、監査チームをサポートしています。具体的な取り組み例は以下の通りです。

#### ● 期中モニタリング

監査において重点的に対応すべきとされている項目について期中にモニタリングを実施し、指導。

#### ● 監査品質向上への取り組みに係る研修

全体研修および階層別研修において、監査において重点的に対応すべきとされている項目の周知を行うとともに、期中モニタリングの結果についても報告。

#### ● 業務別ナレッジ共有

業種固有の会計慣行および監査手法等について監査スタッフ間で意見を交換する機会を提供し、監査スタッフの調査研究とナレッジ共有を促進。

#### IPO(株式上場)支援への取り組み

当法人は、IPOのサポートを行うコンサルティング会社を前身としており、株式上場支援は、創業以来のDNAです。1986年の設立以後、30余年にわたり株式上場支援を続け、140件を超える株式上場を支援してきました。株式上場前の被監査会社は、上場会社に比して内部体制が整っていないことも多く、監査人による一層の指導的機能の発揮が求められます。

当法人では、IPO関連業務推進プロジェクトを設置し、IPOに関する知識、ノウハウの共有を図るとともにIPO支援業務に関与する人材の育成に注力しています。

また、株式上場前の被監査会社の技術やビジネスモデルが従来にない発想やスタイルに基づくこともあり、そのような場合には、監査の実施に際して業界の最先端の知識等が求められます。こうしたIPO案件特有の事情が、個々の監査人の指導力の向上や業界に関する知見を向上させ、当法人の全体的な監査品質の向上にもつながっています。

#### サステナビリティ業務への取り組み

世界中でさまざまな環境問題や資源問題を背景に、環境や社会、経済を長期的に維持するプロセスやシステムの構築が求められており、多くの企業でも従来の法令遵守の枠組みを超えた対応をとっています。

日本でも、プライム市場上場企業に対してTCFD<sup>※</sup>またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実することが求められるようになりました。また、有価証券報告書上でもサステナビリティに関する企業の取り組みなどについて開示が求められており、サステナビリティ関連情報の開示や保証業務に果たす公認会計士や監査法人の社会的役割への期待が一層高まっています。

当法人では、このような社会的な役割を果たすという期待に応えるべく、サステナビリティ業務プロジェクトを立ち上げ、BDOのTCFDをテーマとした研修の受講や社内勉強会を実施するとともに、一般社団法人サステナビリティ情報審査協会に入会し、保証業務体制の構築を進めています。一方でTCFDの開示支援やGHG等のESG指標算定支援に取り組むなど、非財務情報の保証業務と非保証業務の両輪で、あらゆる企業に対してサステナブルな経済活動を支援するべく業務開発を行っています。

※TCFD:気候関連財務情報開示タスクフォース  
(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

## 08

## 人財育成 最も重要な財産は 「人財」です

### 求める3つの人財像とその理由

#### 1 ビジネスの本質を理解できる能力や多様な経験・視点を持つ人財

監査にあたり、被監査会社の事業や事業環境への理解が重要です。また、その事業をリードしている経営者から情報を得て、協議し、時には対峙するためにも、会計・監査の知見だけでなく、ビジネスの本質を理解できる能力と、多面的に物事を捉えられる多様な経験や視点が必要となります。

#### 2 高いコミュニケーション能力や協働精神を保持する人財

監査はチームで業務を実施する際、また、被監査会社との協議等の際にも高いコミュニケーション能力が求められます。監査品質向上のために、個々の監査業務に加えて、法人の規模から個々人の組織運営への関与も重要であり、また、監査業務と並行して対応するためには、自らの成長と重ねて積極的に組織貢献できる協働精神も必要となります。

#### 3 プロフェッショナルとして個人としても活躍できる人財

当法人に必要な人財の特徴として、被監査会社および当法人内からも信頼を得て、それらの期待に応えるために、法人の枠を超えた個人として認識されるプロフェッショナルであることが挙げられます。

### 人財育成の仕組み、環境等

求められる人財像を目指すために、個々人が成長できる仕組みおよび環境として、研修、OJTトレーナー制度、人事評価制度、BDOや外部出向等への取り組みなどの制度を整え、働きやすい環境を整備しています。

#### ① 研 修

職業倫理の醸成をはじめ、監査実施者の監査業務遂行に必要とされる能力と適性を高め、誠実な人財を育成するための研修を計画的に実施しています。単なる専門家育成に留まらず、ビジネスプログラム等も取り入れ、人間力あるバランスのとれた人財の育成に努めています。

研修では、職業倫理に関する事項をはじめ、不正事例、監査品質の維持・向上を図るための基礎だけでなく、IFRS研修やマネジメント研修といった幅広い能力開発に役立つプログラムを整備しています。このほかディスカッションやロールプレイング等のアクティブラーニングや階層別の研修を取り入れ、より実践に役立つ研修を実施しています。特にスタッフクラスの階層別研修は大幅に拡充し、年次ごとに必要とされるスキルに応じた研修を実施しています。

なお、会計監査以外の幅広い領域の専門性を習得するために、社外の研修等の受講をサポートするキャリア支援制度も設けています。

継続的専門能力開発(CPD)制度の平均研修受講時間



#### ② OJTトレーナー制度

主に若手職員の能力および意欲向上を目的に、メンター制度に近いOJTトレーナー制度を導入しています。四半期ごとの目標設定、振り返りおよびフィードバックを実施することで、本人の成長を促します。

定期的に担当する被監査会社等を確認し、本人の意欲やキャリアパスに関しても聞き取りを行い、可能な限り担当する業務に反映させる点も当該制度の特徴です。

また、業務支援本部と連携し、研修受講状況、理解度等の確認を行い、本人のスキルアップにつなげていきます。





## 人財育成の仕組み、環境等

### ③ 人事評価制度

当法人では、業務の品質や組織への貢献の度合いに応じた公平性・透明性の高い人事評価制度を基本としています。品質を最重要視した業務遂行を行うとともに、意欲的に組織活動に貢献することで、組織パフォーマンス向上につながる評価項目・基準を設けています。

また、評価結果については面談を通じて本人へフィードバックし、継続的に業務への反映を促しています。人事評価制度は、求める人財像に適合する人員を評価する制度になっており、パートナーおよび職員の育成、成長支援につなげています。

職位ごとの人員構成 (単位:人)

| 職位等                  | 2023/6末 | 2024/6末 |
|----------------------|---------|---------|
| パートナー                | 40      | 45      |
| シニアマネージャー<br>マネージャー  | 58      | 57      |
| シニアスタッフ<br>ジュニアスタッフ等 | 156     | 174     |
| 事務職員                 | 27      | 30      |
| (合計)                 | 281     | 306     |

(注) 2023年度における離職率は7.9%です。

### ④ BDOや外部への出向等の取り組み

当法人は、監査業務以外の多様な業務を経験することは、人間力を高め、環境変化への適応力を培い、多面的な視点で物事を捉えられるようになる機会と考えています。そのため、パートナーおよび職員に対し、BDOの国内外ネットワークファームや日本公認会計士協会等への出向や国際会議への出席等、国際感覚を磨く機会や多様な環境下で監査業務以外を経験する場を提供しています。

また、多様な人財の受け入れによる組織活性化の観点から、国の「官民人事交流制度」による人財受け入れを行っています。



BDO Singaporeのシンガポール事務のメンバーと同事務所に勤務する森田シニアマネージャー(左から4番目)

### ⑤ ICT企画委員会

ICT企画委員会では、法人内のIT課題について、各部門への定期的なヒアリングや、いつでもだれでも投書できる目安箱の設置等により、ユーザーである当法人のパートナーおよび職員からの要望や課題を適時に収集する仕組みを整え、優先順位をつけてこれら要望や課題に取り組んでいます。

2023年度は、ICT企画委員会として、経費精算システムの導入、次世代PCへの入替、ITを利用した間接業務の効率化、業務支援ツールの導入に取り組みしました。

#### 経費精算システムの導入

2021年度から検討を進めてきた、改正電子帳簿保存法に対応した経費精算システムについて、各種規程の改定と合わせて2023年11月に導入が完了しました。これにより、リモートワークに適した環境がまたひとつ整いました。

#### 次世代PCへの入替

パートナーおよび職員に貸与しているPCのスペックアップを図り、業務効率化を進めるために、2023年9月より最新のPCに順次入替を進め、2023年12月にすべてのPCの入替が完了しました。このPCの入替に合わせてPC起動時の2要素認証の導入やMicrosoft365の上位ライセンスへの切り替えを実施し、よりセキュアで利便性の高い環境となりました。

#### ITを利用した間接業務の効率化

各種間接業務については、人に仕事が付くことでどうしても属人的で非効率になりやすいため、2022年度に引き続き、業務の見える化およびITを利用した間接業務の効率化を推進しました。2023年度の取り組みとしては、作成に時間を要していた経理関連資料について、Excel Power QueryやExcel VBA等を利用し、効率化を実現しました。この取り組みは今後も継続して実施していく予定です。

#### 業務支援ツールの導入

各種業務において共通して時間を要している業務を、ITツールにより効率化することを検討しました。そして、海外との会議等が多い役員から要望の多かったリアルタイム翻訳ツールを導入しました。対面でもWebでも利用可能で、会議における翻訳をサポートすることにより、円滑なコミュニケーションが可能となりました。業務支援ツールの導入についても、今後も継続して検討していく予定です。

## 09

## 品質管理

高品質な監査を  
維持・向上する品質管理

## ① 監査契約の新規の締結および更新等

当法人の規模および組織、専門的な知識・能力および経験を要求される監査業務に対応するため、被監査会社の誠実性や当法人の倫理規則等の遵守、監査実施者の確保の状況並びに被監査会社に対する独立性等を考慮して決定できるよう、保証業務契約の新規締結・更新に関する規程を定めて運用しています。

監査契約の新規の締結および更新に際しては、当該規程に従って評価したリスクに応じた方法により承認を受けることになっています。

また、監査業務を他の監査人へ引き継ぐ場合、または他の監査人から引き継ぐ場合には、監査人の交代に関する規程に従って監査業務を適切に引き継いでいます。

## ② 諸規程・マニュアル・監査ツールの開発

BDOの監査マニュアルと日本の監査基準を踏まえて、品質管理に係る諸規程・マニュアル・監査ツール等を開発しています。

## ③ 職業倫理・独立性の遵守

毎年、当法人に属するすべての人に対し、「職業倫理に関する誓約書」または「倫理に関する誓約書」を使用して、職業倫理を遵守していることを確認しています。また、同じく毎年、すべてのパートナーおよび職員、すべてのパートナーおよび職員の会計事務所等(当法人を含む)並びに国内のネットワークファームの代表者に対して、「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、当法人の被監査会社等に対する独立性が保持されていることを確認しています。

|         | 2023 | 2024 |
|---------|------|------|
| 独立性の確認率 | 100% | 100% |
| 違反件数    | 0件   | 0件   |

さらに、BDOの規程に従い、各国のBDOメンバーファームの保証業務提供先に対する独立性を保持していることについて、BDOのすべてのネットワークファームとの間で必要な独立性の確認を行っています。

監査チーム内においては、業務執行社員およびその補助者が、監査計画時・監査実施時・意見形成時の各監査業務の実施ごとに、当法人の定める手続きに基づき、被監査会社等に対する独立性の確認を実施しています。

当該確認の結果、独立性を阻害する要因が発生した場合もしくは発生の可能性が高いと判断した場合には、速やかにその解消を図ることとしています。

また、監査業務の主要な担当社員等のローテーションについては、法令、日本公認会計士協会の諸規則およびBDOの規程に従い、大会社等および大会社等以外の一定規模以上の事業体の監査業務について、筆頭業務執行社員、審査担当者、その他の監査業務の主要な担当社員等の役割に応じて、連続関与期間、インターバル期間を定めて、運用しています。

## ④ 専門的な見解の問い合わせ等

判断に困難が伴う重要な事項のほか、法律的な見解が必要な場合、その他専門領域の知識・見解が必要な場合には、当法人内外の適任者に対して、専門的な見解の問い合わせを行い、当該問い合わせに対する最終見解を得て判断しています。

また、特殊な事例等に限らず、「一人で悩まない」をモットーに悩みや疑問を気軽に相談できる窓口(別名、寺子屋)を設置しています。職員に周知され、その気軽さから相談件数は年々増加しています。

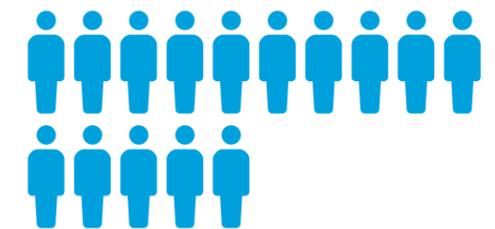
## ⑤ 通報・申立制度

当法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、「通報制度」「申立制度」を整備し、運用しています。通報制度は、法人外部からのホットラインとしての制度であり、申立制度は、法人内部からのホットラインとしての制度です。

これらの中で監査リスクや不正リスクの恐れのある事項については、理事長パートナーおよび関与業務執行社員に即時に伝達され、品質管理本部をはじめ必要な部署に共有されたのち、監査チームだけに留まらず法人としての取り組み事項として、その脅威を解消するように努めています。

## 品質管理業務従事者の人員数

2024/6末



15人

※ 審査・教育研修に係る人員数は含めていません。

## 09

## ⑥ ITの活用

当法人は、「監査品質の向上」のためには「効率的な監査の実施」が不可欠であると考えており、監査品質と効率の向上を両立させるため、監査でのITの活用に取り組んでいます。そのため、電子監査調書とそのモニタリング、監査クライアントやグループ監査を実施する子会社等の監査人とのコミュニケーションツール、その他データ分析等の各種システムを導入しています。

## 電子監査調書システム APT Next-Gen

BDOグローバルで開発された電子監査調書システムAPT Next-Genは、監査業務実施の核となるシステムです。これを活用することで、リスク分析とその後の手続の整合性の維持が容易となります。また、グループ監査においては、親会社等の監査チームは、子会社等の監査チームの作業状況が一元管理できるとともに、監査チーム相互は、チーム間の秘匿性をもって作業が行える仕組みとなっています。これにより、各国BDOメンバーファームの共同作業がよりスムーズに実施可能となります。

## コミュニケーションツール BDO Global Portal

APT Next-Genのフロントシステムとしてのコミュニケーションツールが、BDO Global Portalです。BDO Global

Portalを利用して、監査クライアントや、子会社等の監査チームへの資料依頼を行うことで、ダッシュボードによる進捗の確認、その資料に対する質問等のやり取り、期限の自動フォローアップが行えます。また、BDO Global Portalで収集した各種資料は、容易な操作でAPT Next-Genに取り込むことが可能です。

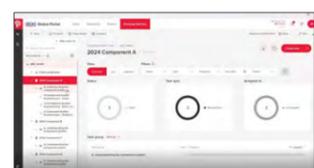
## データ加工・分析の汎用監査ツール

## CaseWare IDEA、Power-BI

CaseWare IDEAは、主にデータの加工・抽出、そして、その自動化のために利用しています。Power-BIは、大量データ(数千万件)の加工・抽出の他、ビジュアライゼーションを活用した分析に効果を発揮しています。Power-BIは、試算表や売上の分析など用途別分析ツールとして、BDOグローバルで開発したBDO ADVANTAGEの基盤としても利用されています。CaseWare IDEAとPower-BIは、さらなる利活用を推進するため、独自開発の研修を定期開催しています。

その他、APT Next-Gen関連のモニタリングやAPT Next-GenとExcelとのデータ交換等の拡張ツールがBDOグローバルより随時提供され、利用範囲を拡大しています。また、証憑突合と法定開示のチェックの精度・効率向上のため、DataSnipperの利用を開始しました。

BDO Global Portal(コミュニケーションツール)



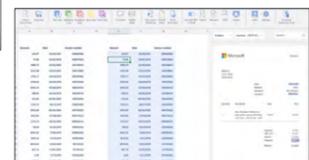
APT Next-Gen(電子監査調書)



BDO Advantage等(各種分析ツール)



DataSnipper(証憑突合 法定開示チェック)



## ⑦ グローバル監査

当法人は、世界5大会計事務所の一つであり、国際的会計ネットワークファームであるBDO(詳細は、P37、38参照)の日本メンバーとして、各国のメンバーファームと提携し、グローバルに展開する日本企業の監査を、高い品質で有効かつ効率的に実施しています。

具体的には、グローバル監査では、海外連結子会社等への往査の他、同社の監査人への監査指示書の送付、監査戦略等のコミュニケーション、監査結果の受領、その結果の確認・検証を行っています。上記における子会社等の監査人が各国のBDOメンバーファームである場合には、全局面において、BDO共

**BDO** 三優監査法人  
https://www.bdo.or.jp

通の監査マニュアルおよび電子監査調書システム(APT-Next Gen)を活用し、タイムリーかつ効果的なグローバル監査を実施しています。

また、当法人は、海外展開を目指す企業をバックアップするために、東南アジアおよび米国を中心にJAPAN DESKを設置し、きめ細やかなサービスを提供しています。各国JAPAN DESKメンバーと当法人のパートナーおよび職員は、JAPAN チームとして日本企業の進出および事業展開の支援を行うだけでなく、グローバル監査のリレーション役を担い、監査チームをサポートしています。

## 監査品質向上を目的として以下の法人横断のプロジェクトや委員会を設置しています

## ① 監査品質向上プロジェクト

全社的な監査品質向上への取り組みとして、組織横断的なプロジェクトとして監査品質向上プロジェクトを設置しています。テーマ別に研修、ガイドライン、モニタリング、地区事務所及び横展開の対応チームに加え、プロジェクト全体を管轄するPMOの6チームが、関係部署と連携した上で監査品質向上のための活動に取り組んでいます。

## ② 品質管理委員会

より監査現場の意見をくみ上げて監査品質を高めていくことを目的として、各地区事務所の若いパートナー、シニアマネージャーを中心に、監査現場で直面する課題についてディスカッションし、解決のためのアイデアを出す場を設けています。

## 09

## ⑧ 審査

監査業務については、監査意見の表明に先立ち、監査計画、専門要員の独立性、会計処理の妥当性、監査意見の妥当性、監査対象財務諸表の表示の妥当性等について、コンカリングレビュー制による審査を経て、監査意見形成に係る結論を得ています。

コンカリングレビュー制では、個別監査業務において年間を通じて審査担当者を設定し、監査チームとのコミュニケーションおよび相談を通じて、迅速にかつ有効に審査が実施できる体制を整備しています。

また、監査リスクが高い審査事項、複雑な監査判断を要する事項については、複数の審査員で構成される合議制方式の上級審査会、社員会審査会にて、慎重な監査判断を行う体制を整備しています。

なお、審査業務の担当者は、審査対象監査業務に関与しない独立した立場で、業界等の知識・経験が豊富で適切なメンバーを選任し、客観的な視点で審査を行っています。

## ⑨ 品質管理システムの監視

## (1) 品質管理システムの日常的監視および評価

当法人の品質管理システムが適切に整備・運用されていること等を、モニタリング本部の品質検査部が評価しています。

当該過程における指摘事項は担当部署に伝達され、改善措置の実施を求めます。また、右記(2)の監査業務の定期的な検証の結果も含め、年に1回、理事会に評価の結果を報告しています。

## (2) 監査業務の定期的な検証

完了した監査業務が、当法人が定めた品質管理の方針および手続に準拠して実施されたことを確かめるために、定期的な検証を実施しています。この検証は、主として社会的な影響力が大きい会社等に対する監査業務を対象として、概ね3年を超えない期間ですべての監査パートナーが1度は検証を受けるように実施しています。

この検証は、モニタリング本部の業務検査部が知識、能力および経験の観点から選定した検証者により行われます。業務検査部は、「定期的検証報告書」にとりまとめられた検証結果を対象業務の業務執行社員に伝達の上、指摘事項に対する改善措置の実施を求めます。また、実施した定期的な検証全体の指摘事項の発生傾向および発生原因を分析し、当該原因に対する改善措置を含めた報告書を理事会に提出します。さらに、その内容について、研修を通じて周知を図っています。

## 定期的な検証

## ① 結果の割合

| 検証結果                 | 2023 | 2024 |
|----------------------|------|------|
| 適切                   | 0%   | 11%  |
| 問題ないが、改善を要する一部の領域がある | 75%  | 78%  |
| 改善を要する重要な領域がある       | 25%  | 11%  |
| 不適切                  | 0%   | 0%   |

## ② 監査パートナーの割合

| 検証結果       | 2023 | 2024 |
|------------|------|------|
| 監査パートナーの割合 | 50%  | 52%  |

## ⑩ ステークホルダーとの対話

## (1) 監査チーム

監査上のリスクを把握し、また、これに適切に対応するため、監査チームと被監査会社との対話を重視しています。

被監査会社の事業内容等に関する重要な変化の有無を確かめ、財務諸表等に重要な影響を及ぼす会計事象、取引等を把握するため、被監査会社のCEO、CFO等の経営者および監査役等との間で、一般的な経済環境、被監査会社が属する業界の動向、また、それらが被監査会社に与える影響並びに今後の事業活動の変化・対応計画等について、十分な意見交換や深度ある議論を行っています。

また、2021年4月1日開始事業年度よりKAM(監査上の主要な検討事項)が導入されましたが、経営者および監査役等とKAMの記載対象・記載内容の協議を行うことにより、監査チームが把握している監査リスクの詳細な内容およびリスクに対応した監査手続について、深度ある意見交換を行っています。

## (2) 被監査会社のマネジメント層

当法人では、監査業務の遂行および当法人の組織的な運営の改善のため、年に1回、被監査会社のCEO、CFOおよび監査役等に対してアンケートを実施しています。

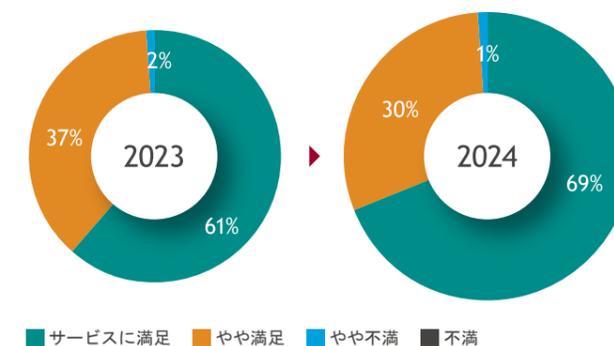
その結果は、タイムリーに各監査チームの業務執行社員にフィードバックされ、監査業務の改善に活用しています。

また、アンケート結果については、匿名性を担保の上で、全体の傾向や個別の回答を、常務会および理事会に適宜報告することで、当法人の組織的な運営の改善に活用しています。

なお、理事会参加以外のパートナーや職員においても、定期的にアンケート結果の全体の傾向やそれらの回答を共有するようにしています。

加えて、当法人理事長パートナーとの面談についてもアンケートを行っており、希望者とは理事長パートナーが個別に面談を行い、コミュニケーションをとっています。

## [ CEO、CFOおよび監査役等に対するアンケート結果 ]



## (3) 資本市場の参加者等

当法人は、証券会社・金融機関等との面談を通じて、監査や準大手監査法人等に対する関心、期待される役割等を把握し、そこから得られた知見を法人運営に活用しています。

# 10

外部機関からのレビューと検査

## 外部機関からの レビューと検査への対応

### 外部機関からのレビュー・検査に対する、当法人の姿勢

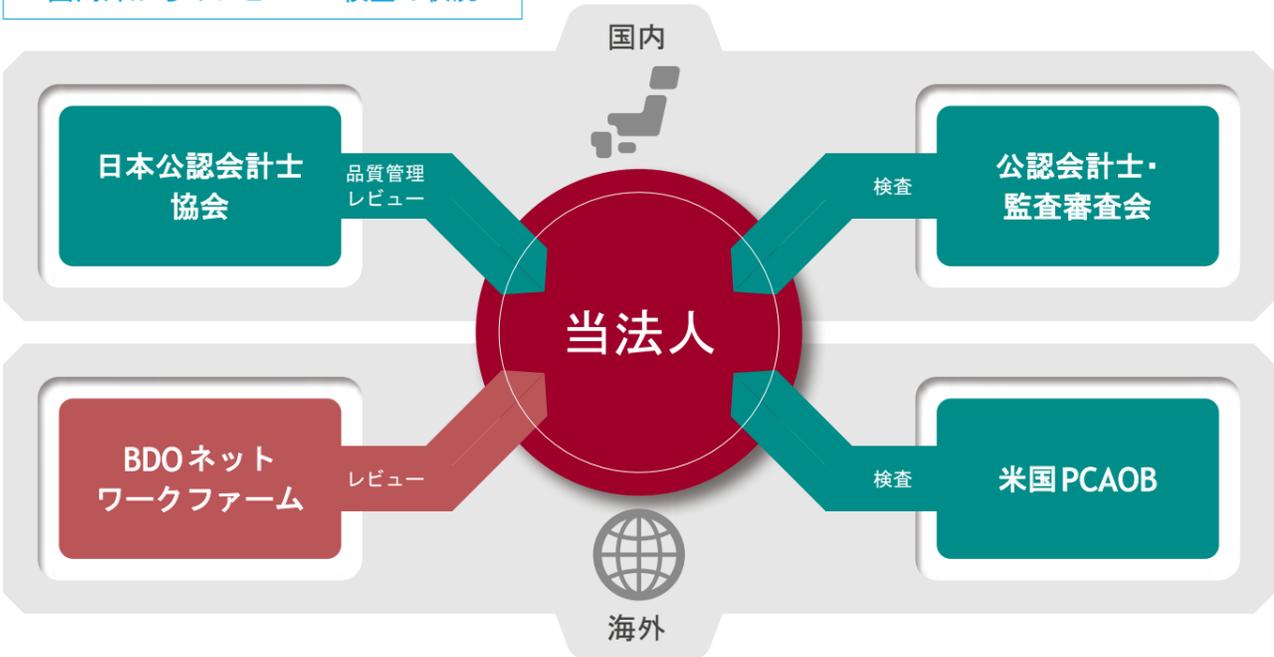
当法人に対する外部からのレビュー・検査制度は、以下になります。

- ①日本公認会計士協会による品質管理レビュー
- ②公認会計士・監査審査会による検査
- ③BDOネットワークファームによるレビュー
- ④米国PCAOB(Public Company Accounting Oversight Board: 公開会社会計監視委員会)による検査

外部からのレビュー・検査に対しては、真摯な姿勢で臨み、レビューアーや検査官とのディスカッション、アドバイスから得られた指導事項等については、法人の最重要事項の一つとして監査品質の向上のために積極的に取り組む方針としています。

これらの指導事項に対してはその根本原因を探り、同様の課題事項が発生する可能性を探ると同時に、再発防止策を検討します。具体的には、重要な指導事項については、まずパートナーを中心に根本原因の共有と再発防止策の研修を行い、さらに、全体研修等を通じて監査チームメンバーに周知徹底を図ります。また、審査・定期的検証業務を通じて、監査チームへの浸透を図る体制を構築しています。

### 国内外からのレビュー・検査の状況



### 国内からのレビュー・検査

#### ① 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会では、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理のシステムをレビューする制度を導入しています。同制度により一定期間ごとに(原則として3年に1回)、監査事務所に対してレビューが実施されます。

品質管理レビューの実施状況は、日本公認会計士協会のWebサイトに掲載される上場会社監査事務所名簿に開示され、重要な不備事項等が見受けられた登録事務所は、資本市場関係者に対する情報提供の一環として、上場会社監査事務所名簿等において、その旨およびその概要が開示されます。

また、登録事務所が金融庁長官又は当協会から懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容に応じてその事実を開示する場合があります。

#### 日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 品質管理レビュー報告書の交付年月 | 2023年3月        |
| 実施結果             | 重要な不備事項のない実施結果 |

#### ② 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会は、資本市場の公正性および透明性を確保する観点から、金融庁に設置されている独立行政機関になります。公認会計士・監査審査会は、比較的多数の上場会社を被監査会社としている一定程度の監査事務所については、日本公認会計士協会による品質管理レビューの結果について審査を行い、必要に応じて監査事務所等への検査を実施することとしています。

当該検査の結果、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であると認められた場合、また、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告し、当該勧告を経て、監査事務所に戒告、業務改善命令、業務の全部または一部の停止、解散命令、課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

### 海外からのレビュー・検査

#### ③ BDOネットワークファームによるレビュー

BDOネットワークファームによるレビューは、BDOネットワークファームに加盟する法人が、BDOネットワークのポリシーに沿って監査品質を維持・向上することを目的として、法人の品質管理システムをレビューする制度です。同制度は、原則3年に1回レビューが実施されています。

当該レビューの結果、適切な監査品質が確保されていないと認められた場合は、BDOネットワーク本部からの指導、勧告、ネットワークファームからの脱退等の処分を受けることがあります。

※当法人は、上記のような措置をこれまで受けたことはありません。

#### ④ 米国PCAOBによる検査

米国PCAOBは、米国証券取引委員会(SEC)に登録する証券を発行する公開会社の監査を監視するために、2002年、米国企業会計改革法(サーベンス・オクスリー法)に基づき設立されました。当該監査を実施するためには、会計事務所はPCAOBに登録するとともに、PCAOBによる定期検査を受ける必要があります。

この定期検査は、会計事務所の特定の品質管理システムおよび特定の監査業務に不備が存在するかどうかの確認になります。検査の結果、一定以上の不備が存在すると認められた場合、検査結果がPCAOBから公表され、その後検査結果の対応が要求されることとなります。これらの検査結果および対応状況が不適切と認められた場合は、PCAOBの登録を抹消されます。

※米国PCAOBによる当法人の検査においては、上記のような検査結果の公表事項はありません。

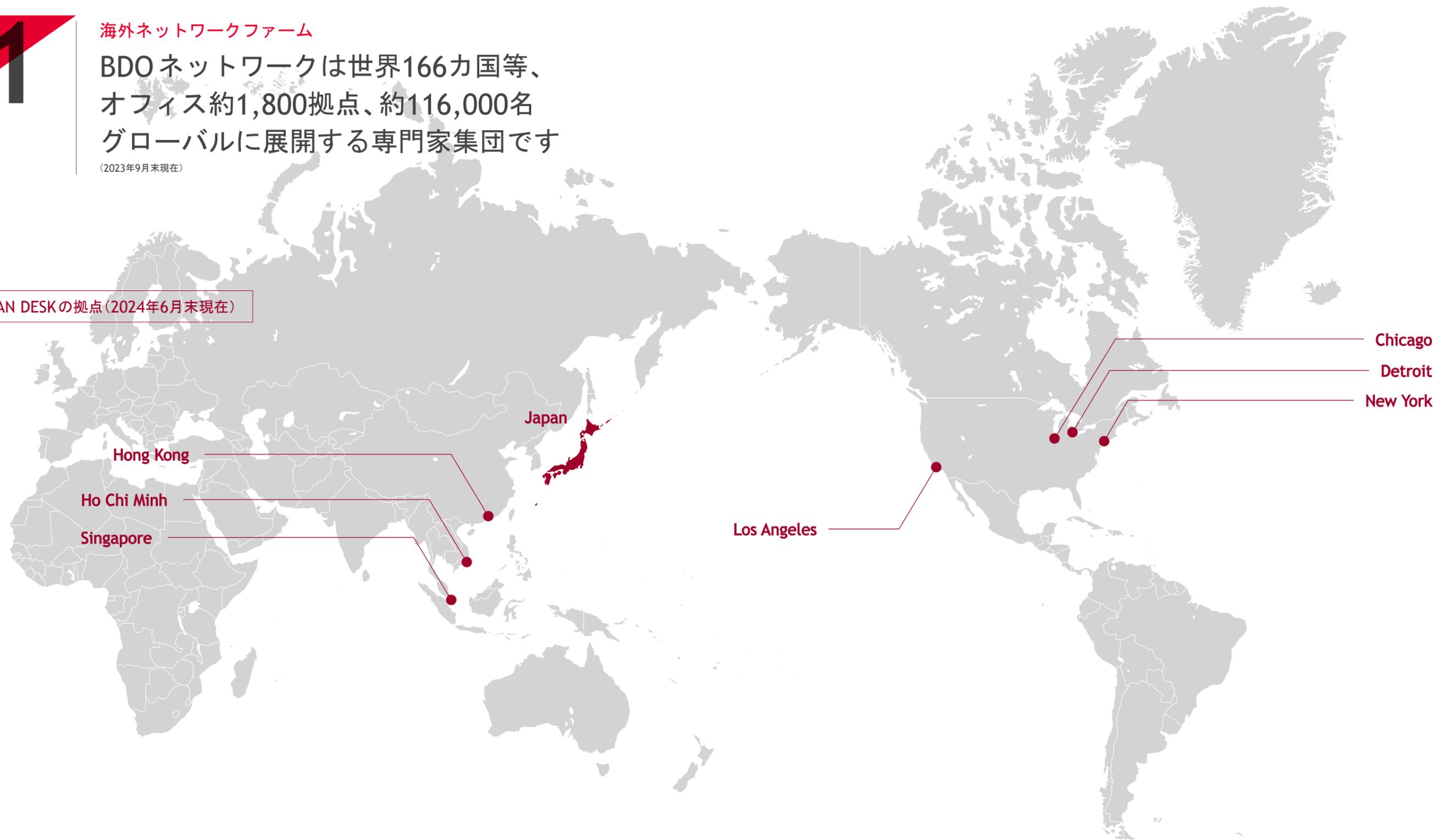
11

海外ネットワークファーム

BDO ネットワークは世界166カ国等、  
 オフィス約1,800拠点、約116,000名  
 グローバルに展開する専門家集団です

(2023年9月末現在)

BDO JAPAN DESKの拠点(2024年6月末現在)



当法人は、国際的会計ネットワークファームであるBDOと提携しています。BDOは、世界5大会計事務所の一つであり、世界規模でネットワークを構築して、監査、会計、税務、コンサルティング業務を提供しています。

各国のメンバーファームは、グローバルベースでビジョン、ノウハウ、スキルを共有しつつ、お互いの立場を尊重し、グローバルに展開するビッグカンパニーからオーナー企業、多種多様な業種・業態に対して業務を展開しています。

当法人は、英国法令に基づく保証会社であるBDO International Limitedのメンバーファームです。各国のメンバーファームとBDO International Limitedはそれぞれ独立した組織として構成されています。

またBDOは、BDOネットワークおよび個々のBDOメンバーファーム共通のブランドネームです。なお、当法人の理事長パートナーは、主要なBDOメンバーファームのCEOが参加する会議に参加し、BDOネットワークの意思決定に参画しています。

## 12

## 国内ネットワークファーム

非監査業務を支える、  
国内ネットワークファーム体制

当法人は、高い監査品質の維持・向上を図るため、業務内容を監査保証業務およびその関係付随業務に集中して展開しています。非監査業務については、それぞれの分野のエキスパートである各国内ネットワークファームが担っています。

国内ネットワークファーム間のコンフリクトの解消、リレーション強化のため、定期的に代表者懇談会を開催しています。高いリレーションを維持することで、社会からの多様な要請に迅速かつ機能的に応えるだけでなく、人材・知識交流によって、当法人および各国内ネットワークファームに幅広い知識と経験を相互に還流させ、監査品質および業務品質向上を図っています。

## BDO 税理士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表社員 長峰 伸之
- 主な業務内容
  - ▶ 各種税務申告書の作成  
(法人税・所得税・消費税等)
  - ▶ 国際税務コンサルティング
  - ▶ 移転価格コンサルティング
  - ▶ 組織再編および事業承継に関する  
税務コンサルティング
  - ▶ 不動産投資を含む金融商品に関する  
税務コンサルティング
  - ▶ 関税 / 間接税サービス 等

## BDO アウトソーシング株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 長峰 伸之
- 主な業務内容
  - ▶ 会計に関するアウトソーシング  
およびコンサルティング
  - ▶ その他国際業務関連コンサルティング 等

## BDO コンサルティング株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……マネージングパートナー  
公認会計士 美谷 昇一郎
- 主な業務内容
  - ▶ コーポレートマネジメントに関するコンサルティング
  - ▶ コーポレートディールに関するコンサルティング

## BDO 社会保険労務士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……社員 仲田 理華
- 主な業務内容
  - ▶ 人事業務のアウトソーシング
  - ▶ 労務に関するアドバイスサービス

## BDO 行政書士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……社員 長峰 伸之  
社員 岩瀬 洋文
- 主な業務内容
  - ▶ 外国人在留資格(ビザ)・帰化申請業務
  - ▶ 各種議事録・会計帳簿・財務諸表等の作成  
および相談業務
  - ▶ 遺産分割契約書・各種契約書・協議書等の作成  
および相談業務 等

## BDO Japan 株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
  - ▶ 国外会計事務所等の委託に基づく  
情報提供サービス

## BDO アドバイザリー株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 古藤 智弘
- 主な業務内容
  - ▶ M & A アドバイスサービス
  - ▶ サステナビリティ情報サービス
  - ▶ ターンアラウンド(事業再生)サービス 等

## BDO ヒューマンキャピタルマネジメント株式会社

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……代表取締役 高山 重裕
- 主な業務内容
  - ▶ 組織・人材マネジメントに関する  
コンサルティング
  - ▶ 人事業務改善に関する  
コンサルティング

## BDO 司法書士法人

- 本店所在地……東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル
- 代表者……社員 石田 雅之
- 主な業務内容
  - ▶ 登記業務
  - ▶ コーポレートセクレタリアル業務
  - ▶ 相談顧問業務 等

# 13

## ガバナンス・コード対応状況

|            |  |
|------------|--|
| <b>原則1</b> | 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。 |
|------------|--|

| 指 針 | 記載箇所   |  |
|-----|--|--|
| 1-1 | <p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>  | <p>01 理事長パートナーからのご挨拶<br/>02 三優監査法人の法人文化<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>09 品質管理</p>   |
| 1-2 | <p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>   | <p>02 三優監査法人の法人文化<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>09 品質管理</p>                         |
| 1-3 | <p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>   | <p>02 三優監査法人の法人文化<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>08 人財育成<br/>09 品質管理</p>             |
| 1-4 | <p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>   | <p>02 三優監査法人の法人文化<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>05 各本部の取り組み(業務支援本部)<br/>09 品質管理</p> |
| 1-5 | <p>監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p> | <p>12 国内ネットワークファーム</p>   |
| 1-6 | <p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>  | <p>11 海外ネットワークファーム</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| <b>原則2</b> | 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。 |
|------------|---|

| 指 針 | 記載箇所  |   |
|-----|---|---|
| 2-1 | <p>監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p> | <p>04 ガバナンス体制</p>   |
| 2-2 | <p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p>                   | <p>04 ガバナンス体制<br/>05 各本部の取り組み<br/>08 人財育成<br/>09 品質管理<br/>(⑥ITの活用、<br/>⑩ステークホルダーとの対話)</p> |

| 指 針 | 記載箇所  |   |
|-----|---|---|
| 2-2 | <p>▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p> <p>▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</p> <p>▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p> <p>▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</p> | <p>04 ガバナンス体制<br/>05 各本部の取り組み<br/>08 人財育成<br/>09 品質管理<br/>(⑥ITの活用、<br/>⑩ステークホルダーとの対話)</p> |
| 2-3 | <p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>  | <p>04 ガバナンス体制</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| <b>原則3</b> | 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 |
|------------|---|

| 指 針 | 記載箇所   |  |
|-----|--|--|
| 3-1 | <p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>   | <p>04 ガバナンス体制</p>                                    |
| 3-2 | <p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>  | <p>04 ガバナンス体制<br/>06 独立第三者委員と理事長の対談</p>              |
| 3-3 | <p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <p>▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</p> <p>▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</p> <p>▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</p> <p>▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</p> <p>▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</p> <p>▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</p> | <p>04 ガバナンス体制<br/>06 独立第三者委員と理事長の対談</p>              |
| 3-4 | <p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>   | <p>09 品質管理<br/>(⑩ステークホルダーとの対話)</p> <p>04 ガバナンス体制</p> |

# 13

## ガバナンス・コード対応状況

|            |   |
|------------|---|
| <b>原則4</b> | 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 |
|------------|---|

| 指 針 | 記載箇所   |
|-----|--|
| 4-1 | <p>監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p> <p>04 ガバナンス体制<br/>05 各本部の取り組み<br/>09 品質管理</p>   |
| 4-2 | <p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p> <p>04 ガバナンス体制<br/>08 人材育成</p>  |
| 4-3 | <p>監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>▶ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>▶ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul> <p>02 三優監査法人の法人文化<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>04 ガバナンス体制<br/>08 人材育成<br/>09 品質管理</p> |
|     | <p>監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p> <p>03 三優監査法人のビジョン<br/>09 品質管理<br/>(⑩ステークホルダーとの対話)</p>  |
|     | <p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。</p> <p>09 品質管理<br/>(⑤通報・申立制度)</p>   |
|     |  |

|            |  |
|------------|--|
| <b>原則5</b> | 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。 |
|------------|--|

| 指 針 | 記載箇所   |
|-----|--|
| 5-1 | <p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p> <p>13 ガバナンス・コード対応状況</p> |

| 指 針 | 記載箇所   |   |  |  |  |  |
|-----|--|---|--|--|--|--|
| 5-2 | <p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>▶ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>▶ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>▶ 監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>▶ 経営機関等の構成や役割</li> <li>▶ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>▶ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>▶ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li> <li>▶ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>▶ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>▶ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>▶ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価</li> </ul> | <p>01 理事長パートナーからのご挨拶<br/>02 三優監査法人の法人文化<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>04 ガバナンス体制<br/>08 人材育成<br/>09 品質管理<br/>12 国内ネットワークファーム</p> |  |  |  |  |
|     | 5-3  |   | <p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>▶ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。)</li> <li>▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul> | <p>01 理事長パートナーからのご挨拶<br/>03 三優監査法人のビジョン<br/>05 各本部の取り組み<br/>06 独立第三者委員と理事長の対談<br/>07 監査チーム<br/>08 人材育成<br/>09 品質管理<br/>10 外部機関からのレビューと検査<br/>11 海外ネットワークファーム</p> |  |  |
|     |  |   | 5-4  |  | <p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p> | <p>06 独立第三者委員と理事長の対談<br/>09 品質管理<br/>(⑩ステークホルダーとの対話)</p> |
|     |  |   | 5-5  |  | <p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>   | <p>06 独立第三者委員と理事長の対談<br/>13 ガバナンス・コード対応状況</p>            |
|     |  |   | 5-6  |  | <p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>  | <p>09 品質管理<br/>(⑩ステークホルダーとの対話)</p>                       |

## 三優監査法人プロフィール

### 設立

1986年10月

### 沿革

1986年 監査法人三優会計社として東京都千代田区に設立  
 1987年 大阪市東区に大阪支社(現 大阪事務所)開設(現 大阪市北区)  
 1990年 福岡市博多区に福岡事務所開設(現 福岡市中央区)  
 1995年 東京事務所(主たる事務所)を東京都新宿区に移転  
 1996年 BDO Binder BV(現 BDO International Limited)と業務提携  
 1996年 監査法人三優会計社より三優監査法人に名称変更  
 1996年 名古屋市中区に名古屋事務所開設(現 名古屋市中村区)  
 2015年 札幌市中央区に札幌事務所開設

### 資本金(出資金) (2024年6月末現在)

9,150万円

### 被監査会社の概要 (2024年6月末現在)

|           |      |
|-----------|------|
| 金商法・会社法監査 | 75 社 |
| 金商法監査     | 1    |
| 会社法監査     | 32   |
| 学校法人監査    | 0    |
| その他の法定監査  | 23   |
| その他の任意監査  | 82   |
| 合計        | 213  |

### 職位ごとの人員構成 (2024年6月末現在)

|               |      |
|---------------|------|
| パートナー<br>(職員) | 45 名 |
| 公認会計士         | 108  |
| その他専門職員       | 123  |
| 事務職員          | 30   |
| 合計            | 306  |

### 国内事務所 所在地

#### 東京事務所

新宿区西新宿一丁目24番1号 エステック情報ビル  
 TEL ▶ 03-5322-3531  
 Email ▶ info@bdo.or.jp

#### 札幌事務所

札幌市中央区大通西四丁目6番地1 札幌大通西4ビル  
 TEL ▶ 011-218-1671  
 Email ▶ info.sapporo@bdo.or.jp

#### 名古屋事務所

名古屋市中村区名駅三丁目25番9号 堀内ビルディング  
 TEL ▶ 052-533-4011  
 Email ▶ info.nagoya@bdo.or.jp

#### 大阪事務所

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー  
 TEL ▶ 06-6346-3151  
 Email ▶ info.osaka@bdo.or.jp

#### 福岡事務所

福岡市中央区天神二丁目14番13号 天神三井ビル  
 TEL ▶ 092-752-4311  
 Email ▶ info.fukuoka@bdo.or.jp

### HPアドレス

<https://www.bdo.or.jp>



### 「Net-Zero」への取り組み

サステナビリティに関する情報開示の要求水準が高まり、それらの情報に係る保証業務への対応が迫られる中、多くの企業をステークホルダーとして有する我々監査法人自身においても、サステナビリティを意識した経営が求められてきているものと認識しています。特に、気候変動の影響は人類が直面する最も大きな問題の一つであり、気候変動による最悪の事態を回避するには、産業革命以前と比較して世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える必要があることが科学的に提唱されています。2015年

の「パリ協定」では、平均気温の上昇を1.5°Cまでに抑えるための目標として、GHG排出量を2030年までに2010年比で約45%削減、2050年にはカーボン・ニュートラル(Net-Zero)を達成することが合意されました。BDOでは、この気候変動の問題に立ち向かうべく、「Net-Zero」プロジェクトを立ち上げ、BDO全体のGHG排出量の算出及び中長期の削減目標の設定とその達成を目指しており、当法人もBDOのメンバーファームとしてその取り組みに全力を注いでいます。